

# 三鷹市ごみ減量等推進会議

## 令和5年度活動報告書

目次		ページ
1	ごみ減量等推進会議とは	1
2	令和5年度活動経過報告	2
3	ごみ処理量（排出量）の推移	5
4	ごみ減量・リサイクル協力店	6
5	ごみ減量等推進会議会則	7
6	ごみ減量等推進員選出団体・組織	10

# 1 ごみ減量等推進会議とは

ごみ減量等推進会議は、清潔で住みよいまちづくりのため、幅広い実践的活動を行う団体で、市長が町会、自治会、住民協議会、各種団体、ごみ処理業者等に依頼したごみ減量等推進員（任期2年）で組織されています。平成5年3月に策定した「三鷹市ごみ処理総合施策」の中で、地域住民へのごみ減量、資源化を進めるために結成されました。

## 特徴①

行政と地域住民が一体となってごみ減量、資源化の推進活動を行う組織です。

令和5年度ごみ減量等推進員の構成（令和6年3月1日現在）

町会・自治会…76人	各種団体…3人	大規模小売店舗及び小売商店…2人
住民協議会…7人	廃棄物収集・運搬業者及び資源回収業者…4人	アパート等管理…2人
消費者団体…3人	商工会…1人	小・中学校校長会…2人
		合 計 100人

## 特徴②

ごみ減量等推進員の中から選出された委員をもって代表者会議を構成しています。代表者会議は、市や関係機関と協力し、ごみの発生抑制、ごみの減量・資源化及び再利用の促進、市民、事業者及び行政の役割と責務などの事項について実践的方策を検討します。

## 特徴③

ごみ減量等推進員の一人ひとりがごみ減量・資源化に寄与することで、地域的、全市的なPRを展開することができます。

## 特徴④

ごみ減量等推進員が以下のことを心がけることにより、事業者に対しても自主回収の推進や過剰包装の自粛、再生品の販売、ごみそのものの発生抑制を働きかけることができます。

- ・ 使い捨て商品と過剰包装品の購入の自粛
- ・ 環境に配慮した商品、耐久性の高い商品の選択
- ・ 生ごみ処理機等による自家処理の推進
- ・ ごみの分別及び適正な出し方等のルールの徹底
- ・ 集団回収や空きびん・空き缶収集等資源化への参加協力
- ・ 再生品の積極的な購入と使用
- ・ マイバッグの使用促進

## 2 令和5年度活動経過報告

### 令和5年度のごみ減量等推進会議

#### 会議関係

##### 代表者会議

<p>第1回代表者会議</p> <p>4月26日(水) 13時30分～15時15分 ふじみ衛生組合3階研修ホール 参加者 代表者7人/職員7人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和5年度職員の人事異動について</li> <li>●令和5年度ごみ減量等推進会議活動予定について</li> <li>●ごみゼロキャンペーン、不法投棄防止キャンペーンについて</li> <li>●令和5年度改選について</li> </ul>
<p>第2回代表者会議</p> <p>8月24日(木) 午前10時～11時45分 ふじみ衛生組合3階研修ホール 参加者 代表者16人/職員4人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●みたか商工まつりの報告について</li> <li>●今後のイベント等の実施について</li> <li>●視察研修について</li> <li>●プラスチック・ペットボトルの現状と今後の対応について</li> </ul>
<p>第3回代表者会議</p> <p>10月13日(金) 午前10時～11時45分 ふじみ衛生組合3階研修ホール 参加者 代表者13人/職員4人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●三鷹国際交流フェスティバルの報告について</li> <li>●今後のイベント(エコアクションキャンペーン・ふじみまつり・喫煙マナーアップキャンペーン)について</li> <li>●プラスチック・ペットボトルの削減に向けた取組について</li> <li>●ごみ処理総合計画2030(仮称)の策定について</li> <li>●ごみ減量等推進会議広報紙の発行について</li> </ul>
<p>第4回代表者会議</p> <p>12月21日(木) 午前10時～正午 ふじみ衛生組合3階研修ホール 参加者 代表者12人/職員5人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ふじみまつりの報告について</li> <li>●喫煙マナーアップキャンペーンの報告について</li> <li>●視察研修について</li> <li>●総会について</li> <li>●三鷹市5次三鷹市基本計画(1次案)の報告について</li> <li>●三鷹市災害廃棄物処理計画(仮称)(素案)の報告について</li> </ul>

#### 行事関係

街頭キャンペーン、研修会を実施した。

##### 1 ごみゼロキャンペーン・不法投棄防止キャンペーン(同時開催)

ごみの減量に向けた工夫、再生品の利用、不法投棄防止等と呼びかけた。また、不法投棄防止キャンペーン期間中(5月30日～6月5日)に、ごみ対策課・道路管理課・委託業者の車両に啓発用ステッカーを貼付し、パトロールを実施した。

【日時】令和5年5月30日(火)午後5時～午後6時

【場所】三鷹駅南口・三鷹台駅・井の頭公園駅・つつじヶ丘駐輪場

【参加人数】 (人)

場所	推進員	市職員	ボランティア	計
三鷹駅南口	20	8	0	28
三鷹台駅	4	1	0	5
井の頭公園駅	1	1	0	2
つつじヶ丘駐輪場	3	1	1	5
合計	28	11	1	40

## 2 みたか商工まつり

みたか商工まつりに出店し、ごみの減量啓発品の販売を行い、ごみの減量に向けた工夫、再生品の利用等と呼びかけた。また、フードバンクみたかによるフードドライブを行った。

【日時】令和5年7月15日(土)・16日(日)午前11時～午後5時

(代表者の参加時間午前11時～午後1時)

【場所】三鷹市役所特設会場

【参加人数】 (人)

開催日	代表者	市職員	計
7月15日(土)	8	5	13
7月16日(日)	4	4	8
計	12	9	21

## 3 三鷹国際交流フェスティバル MISHOP WORLD 2023

三鷹国際交流フェスティバルに出店し、ごみの減量啓発品の販売、リサイクル品の展示・販売等を行い、ごみの減量に向けた工夫、再生品の利用等と呼びかけた。

【日時】令和5年9月24日(日)

午前10時～午後3時30分(代表者の参加時間は午前11時30分～午後2時)

【場所】井の頭恩賜公園西園文化交流広場

【参加人数】 (人)

代表者	市職員	計
7	9	16

## 4 エコアクションキャンペーン

環境負荷の低減、ごみ減量に向けて毎年テーマを変えて行うものとして開始。令和5年度はプラスチックごみの削減をテーマに設定し、啓発を行った。

【日時】令和5年10月26日(木) 午後5時～午後5時50分

【場所】三鷹駅南口

【参加人数】 (人)

推進員	市職員	ボランティア	計
34	10	4	48

## 5 ふじみまつり

ふじみまつりに出店し、ごみの減量啓発品の販売、リサイクル品の展示・販売のほか、ごみ収集車の実演等を行い、ごみの減量に向けた工夫、再生品の利用等と呼びかけた。また、フードバンクみたかによるフードドライブを行った。

【日時】令和5年11月19日(日)

午前10時～午後3時(参加時間は正午～午後2時)

【場所】ふじみ衛生組合

【参加人数】 (人)

代表者	市職員	計
9	8	17

## 6 喫煙マナーアップキャンペーン

駅を利用する市民や市外から来る方々に広く喫煙マナーの向上を呼びかけた。

11月13日(月)から11月24日(金)まで、ポイ捨て防止パトロール強化週間として広報車で市内を巡回し、ポイ捨ての防止を呼びかけた。

【日時】令和5年11月20日(月) 正午～午後1時

【場所】三鷹駅南口・三鷹台駅

【参加人数】 (人)

場所	推進員	J T	市職員	ボランティア	計
三鷹駅	32	1	9	3	45
三鷹台駅	5	0	2	0	7
合計	37	1	11	3	52

## 7 視察研修会

ふじみ衛生組合ごみ処理施設の概要や実際にごみ処理の様子を見学することによって、なぜ、適正な分別排出が必要なのかを学んだ。

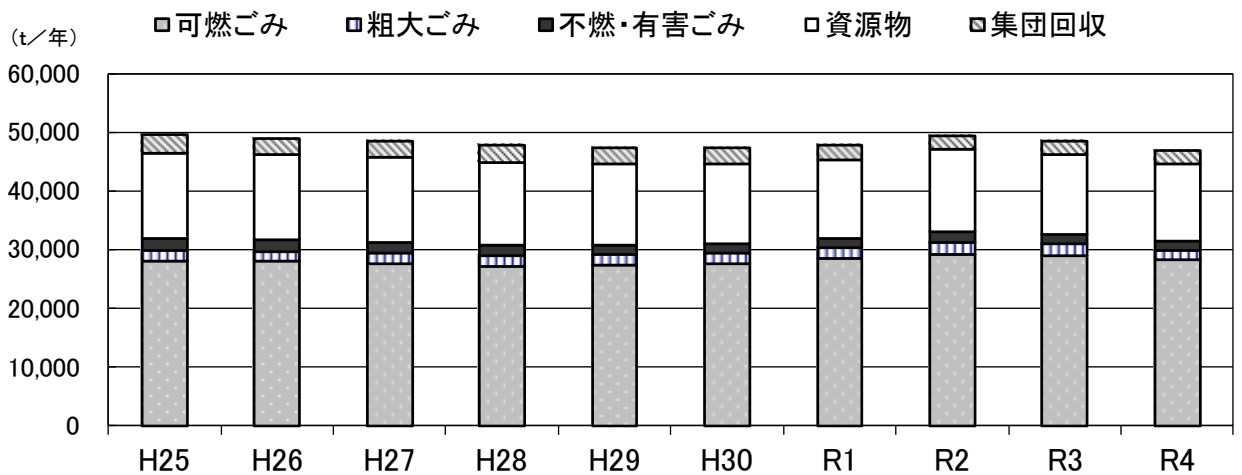
【日時】令和6年2月14日(水) 午後1時30分～午後3時

【研修場所】ふじみ衛生組合 クリーンプラザふじみ

【参加人数】 (人)

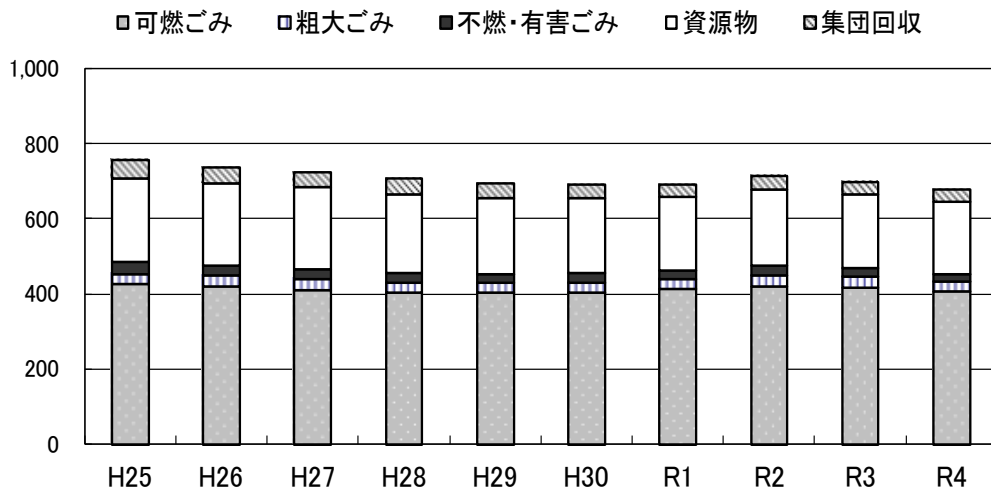
推進員	市職員	計
31	4	35

### 3 ごみ収集量（排出量）の推移



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
可燃ごみ	28,057	27,997	27,513	27,199	27,386	27,650	28,435	29,224	29,008	28,257
粗大ごみ	1,790	1,767	1,804	1,791	1,749	1,808	1,791	2,040	1,957	1,681
不燃・有害ごみ	2,060	1,950	1,831	1,714	1,640	1,609	1,598	1,805	1,606	1,496
資源物	14,561	14,392	14,568	14,152	13,804	13,627	13,506	14,076	13,614	13,197
集団回収	3,211	2,845	2,797	2,838	2,689	2,581	2,430	2,325	2,373	2,291
合計	49,679	48,951	48,513	47,694	47,268	47,275	47,760	49,470	48,558	46,922

#### 1人1日あたりのごみ収集量（排出量）の推移



	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
可燃ごみ	427	421	411	403	403	405	412	421	417	408
粗大ごみ	27	27	27	27	26	26	26	29	28	24
不燃・有害ごみ	31	29	27	25	24	24	23	26	23	22
資源物	221	217	218	209	203	199	196	203	196	190
集団回収	49	43	42	42	39	38	35	34	34	33
合計	755	737	725	706	695	692	692	713	698	677

## 4 ごみ減量・リサイクル協力店

市では、マイバッグ持参の呼びかけや紙パック・トレイの自主回収など、ごみの減量・資源化の活動に積極的に取り組んでいる市内の小売販売店を「ごみ減量・リサイクル協力店」として認定し、その活動を支援しています。今後はごみ減量等推進会議と連携した活動を推進していきます。

### 認定店一覧(認定番号順)

(令和6年3月1日現在)

No	店名	店頭回収をしている品目				その他活動	主な活動内容
		紙パック	PETボトル	トレイ	びん・缶		
1	三鷹センター東急ストア (下連雀3丁目28番23号)	○	○	○		○	マイバッグ運動、簡易包装の推進、リサイクル製品の販売、商品のばら売り
2	コープみらい牟礼店 (牟礼5丁目3番1号)	○	○	○	○	○	マイバッグ運動、簡易包装の推進、レジ袋有料化
3	ローソン井の頭5丁目店 (井の頭5丁目7番38号)		○		○	○	マイバッグ運動、レシート等に再生紙を使用
4	いなげや三鷹牟礼店 (牟礼6丁目2番20号)	○	○	○	アルミ	○	マイバッグ運動、簡易包装の推進、リサイクル製品の販売、環境にやさしい商品の販売
5	O d a k y u O X三鷹台店 (井の頭2丁目5番2号)	○	○	○		○	マイバッグ運動、簡易包装の推進、リサイクル製品の販売、レシート等に再生紙を使用
6	西友三鷹牟礼店 (牟礼6丁目8番12号)	○	○	○		○	マイバッグ運動、環境にやさしい商品の販売、レシート等に再生紙を使用
7	セブンイレブン三鷹下連雀9丁目店 (下連雀9丁目11番14号)		○		○	○	簡易包装、リサイクル製品の販売、包装紙等に再生紙を利用、従業員にごみの教育
8	セブンイレブン三鷹新道北通り店 (上連雀3丁目3番12号)		○		○	○	簡易包装の推進
9	セブンイレブン三鷹天文台通り店 (深大寺1丁目14番30号)		○		○	○	簡易包装の推進、包装紙等に再生紙を使用
10	セブンイレブン三鷹下連雀3丁目店 (下連雀3丁目42番18号)				○	○	簡易包装の推進、ごみ減量の呼びかけ、従業員にごみの教育
11	太田ふとん店 (下連雀1丁目11番7号)					○	簡易包装の推進、環境にやさしい商品の販売、不用品の回収、独自の活動
12	トーホーペーカリー (下連雀1丁目9番19号)					○	簡易包装の推進、マイバッグ運動、包装紙等に再生紙を利用、お客様にごみ減量化の呼びかけ、ごみ減量化に店独自の活動
13	セブンイレブン三鷹富士見通り店 (井口1丁目16番10号)		○		○	○	簡易包装の推進、包装紙等に再生紙を利用、プラスチックの回収
14	るま・ばぐーす (下連雀4丁目17番6-101)					○	簡易包装の推進、リサイクル製品の販売
15	マサキ屋商店 (下連雀1丁目13番1号)	○	○		○	○	従業員にごみ減量化・資源化の教育を進めている
16	サミットストア三鷹市役所前店 (野崎1丁目3番10号)	○	○	○	アルミ	○	簡易包装の推進、リサイクル製品の販売、従業員への環境研修
17	サミットストア三鷹台団地店 (牟礼2丁目14番25号)	○	○	○	アルミ	○	簡易包装の推進、リサイクル製品の販売、従業員への環境研修
18	サミットストア上連雀店 (上連雀7丁目32番26号)	○	○	○	アルミ	○	簡易包装の推進、リサイクル製品の販売、従業員への環境研修
19	石原ストアー (井口5丁目6番32号)					○	簡易包装の推進、マイバッグ持参の呼びかけ

## 4 ごみ減量等推進会議会則

(趣 旨)

第1条 三鷹市民は、ごみの発生抑制、再利用の促進及び、ごみの適正な処理など、これからのごみ処理のあり方等について、相互に自主的な意見交換をし、あわせて市が行う施策に協力することによって、清潔で住みよい三鷹のまちづくりを達成するため、ごみ減量等推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(構 成)

第2条 推進会議は、市長が依頼するごみ減量等推進員（以下「推進員」という。）をもって構成する。

(推進員)

第3条 推進員は、次に掲げる事項について、市が行う施策に協力し、地域住民への啓発活動、市への情報提供等を行う。

(1) ごみの発生抑制及び減量についての地域住民への啓発に関すること。

- ア 使い捨て商品、過剰包装などすぐにごみになるものを選ばない
- イ 環境に配慮した商品の選択
- ウ 耐久性の高い商品の選択
- エ 買い物袋や風呂敷の使用
- オ 製品は修理、修繕して使用
- カ 100グラム減量運動の推進
- キ 家庭から出るごみを極力自家処理する（コンポスターの使用、拡大）
- ク 地域及び家庭内での再利用の推進（古着のリフォーム及び不用品交換会）

(2) ごみの分別及び適正な排出等に関すること。

- ア ごみの出し方（収集日、分別方法）
- イ ごみの透明袋の使用促進
- ウ 資源物の出し方（回収日、分別方法）
- エ 不法投棄の予防、早期発見
- オ 不適切なごみの排出をしている箇所の発見、指導
- カ 事業系ごみの出し方（市の収集への混入防止など）

(3) ごみの資源化及び再利用の促進に関すること。

- ア 集団回収の方法（回収品・品目・集積場所など）
- イ 集団回収活動への参加の勧め
- ウ 資源物の出し方（適正な分別）
- エ 事業者（店舗など）への回収拠点設置の協力要請
- オ 事業者（店舗など）による自主回収への協力
- カ 事業者（店舗など）への再生品の販売拡大の要請
- キ 市民への再生品の利用拡大の勧め（例 グリーンマーク）

(4) その他ごみの適正な処理及び減量に関すること。

- ア ごみの出し方、資源物の分別方法などの実地指導
- イ 各種説明会、施設見学会等への参加と地域への参加要請
- ウ 推進員活動報告の作成
- エ 市の指導、勧告等が必要と思われる事例の報告



(推進会議)

第4条 推進会議は、推進員の情報交換、意見交換の場として開催する。

- 2 推進会議に会長1人、副会長2人を置く。
- 3 会長及び副会長は、推進員の中から互選により選出する。
- 4 会長は、推進会議を代表し、会議を招集し、会務を取りまとめる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 推進会議は、代表者を推進員の中から選出する。
- 7 代表者は代表者会議を組織し、会長及び副会長に協力して、会の運営にあたるものとする。

(推進員選出団体・組織)

第5条 推進員は、次に掲げる者及び団体・組織の代表者から選出する。

- (1) 市内各大字を1単位として11地域から選出された町会・自治会
- (2) 各住民協議会
- (3) 集団回収団体
- (4) 消費者団体
- (5) 各種団体
- (6) 廃棄物収集・運搬業者
- (7) 資源回収業者
- (8) 商工会
- (9) 大規模小売店舗及び小売商店
- (10) 各業種別事業者団体
- (11) 市内のアパート等の経営者または管理会社
- (12) 小・中学校校長会
- (13) P T A代表
- (14) 学識経験を有する者
- (15) その他必要と認める者

2 推進会議を組織するにあたっては、地域的均衡及び選出区分としての均衡を考慮するものとする。

(任期)

第6条 推進員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

2 推進員に欠員が生じた場合、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、ごみ問題について、新しい認識のもとに市や関係機関と協力し、次に掲げる事項について実践的方策を検討する。

- (1) ごみの発生抑制に関すること。
- (2) ごみ減量化・資源化及び再利用の推進に関すること。
- (3) 市民、事業者及び行政の役割と責務に関すること。
- (4) 推進員の責務に関すること。
- (5) その他ごみ処理に関すること。

(構成)

第8条 代表者会議は、推進会議で選出された代表者をもって構成する。

(役員)

第9条 代表者会議の会長、副会長は、推進会議の会長、副会長が兼任する。

(運営)

第10条 代表者会議は、推進会議で選出された会長により必要に応じて招集される。

- 2 代表者会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 代表者会議は、会議の運営・議事において必要があると認めるときは、関係者に出席を求めてその意見、説明又は資料の提供を求めることができる。

(任期)

第11条 代表者の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 代表者に欠員が生じた場合、補欠の代表者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第12条 推進会議には、次に掲げる部会を設けることができる。

- (1) 広報部会
- (2) 啓発部会
- (3) 渉外部会
- (4) その他代表者会議で必要と認める部会

2 部会は、ごみに関する事項を調査、研究し、実践するものとする。

3 部会は、推進員で構成される。

(事務局)

第13条 推進会議の事務局は、三鷹市生活環境部ごみ対策課に置く。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、推進会議で定める。

付則

この会則は、平成5年4月6日から実施する。

## 6 ごみ減量等推進員選出団体・組織

### 1 町会・自治会 76人

No.	推薦団体
1	井の頭一丁目町会
2	一二三会町会
3	三鷹台二丁目町会
4	みどり会
5	井之頭町会 (2人)
6	
7	井の頭玉川町会
8	牟礼東町会
9	三鷹台団地自治会 (2人)
10	
11	牟礼富士見町会
12	牟礼高山町会
13	牟礼西組町会
14	牟礼団地自治会 (2人)
15	
16	都営牟礼六丁目アパート自治会
17	北野町会
18	イデオ管理組合
19	新川本町町会
20	新川島屋敷通り自治会
21	新川宿町会
22	ひばりが丘町会
23	京王つつじヶ丘自治会
24	中仙川町会 (2人)
25	
26	中原三丁目自治会
27	中原四丁目自治会
28	中原四丁目第一都営自治会
29	中原四丁目第二都営自治会 (2人)
30	
31	井口協和会 (2人)
32	
33	井口矢ヶ崎自治会 (2人)
34	
35	井口親和会
36	上連雀一丁目町会
37	上二町会 (2人)
38	

No.	推薦団体
39	富士見商店会
40	上連雀三丁目四ツ葉自治会 (2人)
41	
42	上四親道町会
43	上連雀6丁目アパートふみづき会
44	上連雀六丁目アパート西部自治会
45	コスモス会
46	上連雀友和会
47	山中親交会
48	山中睦町会
49	向原あゆみ会
50	連雀自治会
51	下連雀第一町会
52	下連雀親和会
53	下連雀二丁目会
54	下連雀平和会
55	しろがね町会
56	三鷹駅前市街地公団住宅自治会
57	旭町会
58	下連雀本町会
59	桜通り中央会 (2人)
60	
61	禅林寺通り町会
62	南銀座会
63	萌樹会
64	下連雀若葉会 (2人)
65	
66	野崎町会 (2人)
67	
68	野崎鷹野会
69	大沢原町会 (2人)
70	
71	大沢四丁目住宅自治会
72	三鷹団地自治会
73	大沢下原町会
74	深大寺町会
75	東野会
76	下連雀9丁目自治会

2 住民協議会 7人

No.	推薦団体
77	大沢住民協議会
78	三鷹市東部地区住民協議会
79	三鷹市西部地区住民協議会
80	三鷹市井の頭地区住民協議会
81	新川中原住民協議会
82	連雀地区住民協議会
83	三鷹駅周辺住民協議会

3 各種団体 3人

No.	推薦団体
84	JA東京むさし三鷹地区青壮年部
85	東京井の頭ロータリークラブ (2人)
86	

4 資源回収業者 1人

No.	推薦団体
87	王子斎藤紙業株式会社

5 商工会 1人

No.	推薦団体
88	三鷹商工会

6 大規模小売店舗及び小売商店 2人

No.	推薦団体
95	三鷹市飲食業連合組合
96	三鷹小売 酒販組合

7 アパート等管理 2人

No.	推薦団体
97	公社)東京都宅地建物取引業協会 武蔵野中央支部 (2人)
98	

8 小・中学校校長会 2人

No.	推薦団体
89	三鷹市立小学校長会
90	三鷹市立中学校長会

9 廃棄物収集・運搬業者 3人

No.	推薦団体
99	三鷹清掃事業防災協会
100	三鷹清掃事業防災協会
101	三鷹清掃事業防災協会

10 消費者団体 3人

No.	推薦団体
91	三鷹市消費者の会
93	三鷹市消費者活動センター運営協議会
94	新日本婦人の会三鷹支部

■ 内訳

町会・自治会	76人
住民協議会	7人
各種団体	3人
資源回収業者	1人
商工会	1人
大規模小売店舗及び小売商店	2人
アパート等管理	2人
小・中学校校長会	2人
廃棄物収集・運搬業者	3人
消費者団体	3人
	100人

令和6年3月1日現在